

目 次

子ども・子育て支援新制度	6
教育・保育の場	6
幼児教育・保育の無償化	7
2つの「認定」制度	7
幼稚園の紹介	9
認定こども園のご案内	29
保育園等のご案内	35
1 保育の必要性の認定について	36
2 保育必要量の認定について	37
3 保育時間について	37
4 保育園等にかかる申請から入所までの流れ	38
5 令和3年度教育・保育給付認定および利用調整申請受付期間	39
6 申請に必要な書類	40
7 申請時の注意事項	43
8 市外保育園等を希望する場合	53
9 市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合	53
10 利用調整（選考）について	54
11 利用内定後の手続きについて	56
12 ならし保育について	57
13 利用保留（待機）となった場合について	57
14 入所後のお願い	58
15 保育料（利用者負担額）について	60
16 退所について	70
17 育成（障害児）保育について	71
18 保育園での生活について	72
19 休日保育について	78
20 病児保育について	79
21 一時保育について	80
22 入所の前から保育園を活用していただくために	83
保育園の紹介	87
地域型保育施設の紹介	125

児童憲章（一部抜粋）

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

児童福祉法（一部抜粋）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。